

KANUMASHINKIN REPORT

# 鹿沼相互信用金庫の現況

◆ 2021 DISCLOSURE ◆  
2020.4.1-2021.3.31



● 発光路の強飯式 ●  
(イラストはイメージです)



はしもと たかし  
理事長 橋本公之

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より鹿沼相互信用金庫をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

本年も当金庫の経営方針や実績等を紹介した、ディスクロージャー誌「鹿沼相互信用金庫の現況2021」を作成しました。本誌を通じて当金庫に対するご理解を一層深めていただければ幸いと存じます。

さて、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、年度前半は経済活動の自粛を余儀なくされましたが、年度後半に入り政府によるさまざまな経済対策の効果で日本経済は回復基調を辿るものと思われました。ところが、新型コロナウイルス感染症の第3波により、1都10府県に緊急事態宣言が再度発令され、経済活動の制約が継続する事態となりました。このような状況の中、当金庫は、平成30年度からスタートした新中期3ヶ年計画の最終年度において『「地域のプラットフォーム」としての更なる「深化×進化」』のスローガンのもと、地域活性化のための各種施策に取り組むとともに、政府や行政によるコロナ関連の各種支援策等の情報をいち早くお客さまにお伝えし、必要な資金提供を行うなど、事業所および個人のお客さまへの伴走支援に徹してまいりました。

令和2年度の決算につきましては、お客さまのご支援・ご協力により、10期連続で黒字決算を維持することができました。残高面では、預金・貸出金ともに、およそ100億円増加しました。新型コロナウイルス対策としての給付金・補助金の振込や事業者向けの無利子・無担保の制度融資の増加が大きな要因と考えられます。収益面では、貸出金利息は前期比でほぼ横ばいを維持したものの、手数料収入の減少や国債等債券売却益の減少により、経常収益は減少しましたが、人件費や物件費などの経費削減により経常費用が大きく減少し、経常利益は2億56百万円となり、最終的な当期純利益は1億94百万円を確保できました。

令和3年度は、コロナ禍の長期化に加え、人口減少、高齢化の進展なども重なり、景気回復が遅れる状況が見込まれます。このような環境下においても、当金庫は、地元の信用金庫としての使命感を持ち、お客さまの課題解決に向けた営業力を最大限に発揮し、お客さまや地域と共にコロナに打ち勝ち、地元の繁栄に貢献していけるよう役職員一丸となって取り組んでまいります。

最後に、皆さまの一層のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和3年7月



# 目次

## D I S C L O S U R E C O N T E N T S

経営理念	003
内部統制基本方針、鹿沼相互信用金庫行動綱領	003
かぬましんぎんの概要、組織	004
令和2年度の事業概況	005～006
主要な事業の内容	006
総代会制度について	007～008
かぬましんぎんの取組み	009～011
コンプライアンスへの取組み	012
反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み	012
リスク管理態勢について	013
当金庫の考え方	014～015
商品案内	016～017

### ● 資料編

目次	018
財務諸表	019～021
経営指標	022～025
不良債権の状況	026
その他の指標	026
自己資本の充実の状況(定性的な開示事項)	027～028
自己資本の充実の状況(定量的な開示事項)	029～032
沿革(当金庫のあゆみ)	033
店舗一覧・営業地区	034

# 経・営・理・念

1. 地域の繁栄なくして金庫の発展はない
1. 我々は信用金庫の目的を忠実に履行する集合体の一員であることを忘れてはならない
1. 我々はお互いの自由を尊重し、対話を持つべきである
1. 我々は原則に忠実に、更に広い視野を持たねばならない

## 内部統制基本方針

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、次のとおり内部統制基本方針を定めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制



## 鹿沼相互信用金庫行動綱領

### 1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

### 2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

### 3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

### 4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

### 5. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

### 6. 従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

### 7. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

### 8. 社会参画と発展への貢献

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

### 9. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

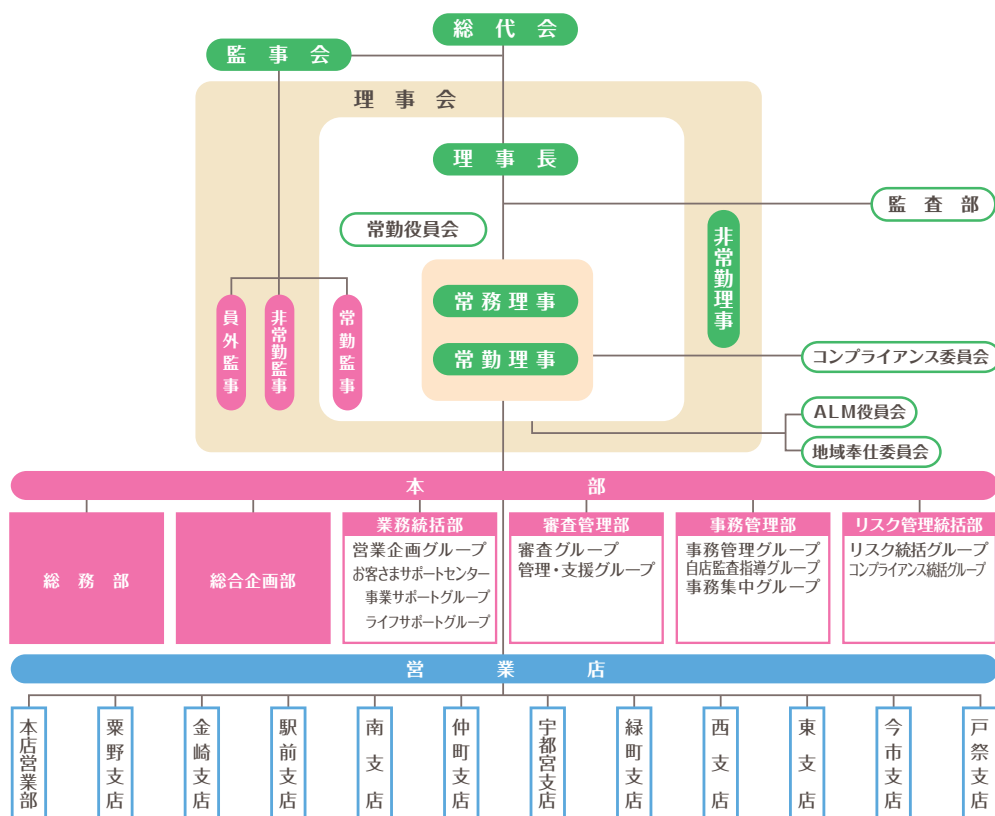


## 概要

- 名称……鹿沼相互信用金庫
- 出資金……1,430百万円
- 店舗数……12店舗
- 所在地……鹿沼市上田町2331番地
- 預積金……219,537百万円
- 創立……大正14年10月27日
- 貸出金……106,044百万円

## 組織図

令和3年7月1日現在



## 理事及び監事の氏名

令和3年7月1日現在

- 理事長 橋本 公之(代表理事)
- 常勤理事 大貫 泰二(代表理事)
- 常勤理事 内田 昭(代表理事)
- 常勤理事 寺崎 浩文
- 常勤理事 高山 明久
- 常勤理事 川田 茂
- 常勤理事 飯塚 俊行
- 常勤監事 伊藤 悦夫
- 非常勤理事 斎藤 英夫 (※1)
- 非常勤監事 大貫 和裕
- 非常勤監事 大貫林一郎 (※2)

(※1) 理事 斎藤 英夫は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

(※2) 監事 大貫林一郎は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 会計監査人の氏名

令和3年7月1日現在

- 小高公認会計士事務所 公認会計士 小高 和昭氏

## 職員の状況

年度	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
職員数	219人	209人	194人	181人	173人	170人

※パート職員は除く

# 令和2年度の事業概況

## 1. 令和2年度の事業方針及び主要な施策

### ●事業方針

当金庫は、鹿沼市を中心とした県西北部を主な事業地域として、地元の中小企業や個人のお客さまが会員となり、お互いに助け合い発展することを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行い、事業支援や生活支援のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融仲介機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化にも積極的に取り組んでおります。



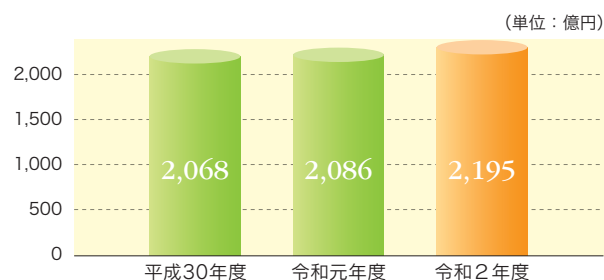
### ●主要な施策

平成30年度から始まった新中期3ヶ年計画では、「地域のプラットフォーム」としての更なる「深化×進化」をスローガンに、地域との深い絆のもと、お客さまの課題解決に向けた営業力を更に強化し、付加価値の高いサービス提供による安定した顧客基盤と収益を確保する取組み(共通価値の創造)を強化することを重点課題として推進しました。最終年度となった令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、特に、事業所の業況や当面の資金繰り状況および個人のお客さまへの影響等について、きめ細かな把握を行い、迅速かつ柔軟な資金繰り支援に万全を期して取り組みました。

## 2. 業績ハイライト

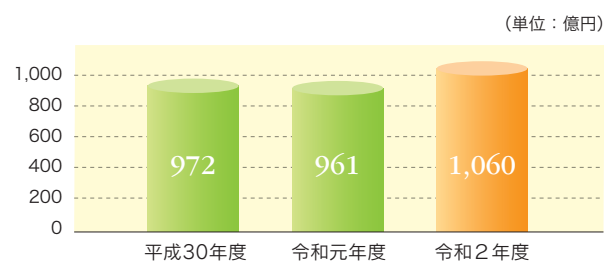
### ●預金積金

令和3年3月末の預金積金残高は、前期比109億円増加の2,195億円となりました。お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。当金庫は、お客さまが大切な財産を安全かつ確実に運用いただけるよう、目的や期間に応じた各種預金商品を取り揃えております。詳細につきましては、16ページをご覧ください。



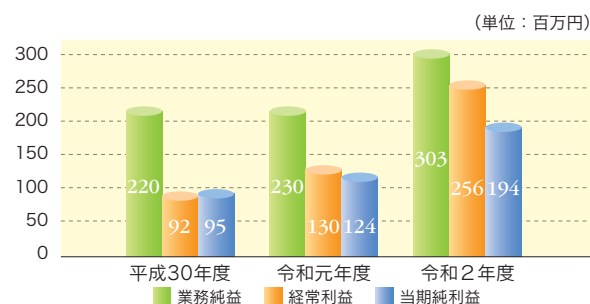
### ●貸出金

令和3年3月末の貸出金残高は、前期比99億円増加し、1,060億円となりました。当金庫は、出資者である会員の皆さまへのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いを使命と考えております。また、大口融資に偏重することなく多数のお客さまにご利用いただけるよう、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。当金庫で取り扱っている商品は、16ページをご覧ください。



### ●損益状況

令和2年度の損益状況については、お客さまの課題解決に向けた営業の強化や有価証券運用の強化、人件費や物件費などの経費の削減に取り組んだ結果、業務純益、経常利益、当期純利益はいずれも前期比で増加しました。





### 3.事業の展望及び対応すべき課題

コロナ禍の長期化により地域社会は、経済活動に大きな制限を受け、景気減速を余儀なくされ、人口減少や高齢化の進展も重なり、景気回復が遅れている状況にあります。

このような環境の中、地域金融機関には、取引先の資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し、地域経済の回復に努めることが求められております。今後も、地元の信用金庫としての使命感のもと、お客さまとともに価値を創造する地域の担い手として、役職員が一丸となって事業計画の施策に取り組んでまいります。

令和3年度は、新中期3ヶ年計画(令和3年度～令和5年度)のスタートの年度となります。重点施策に掲げた「コロナ禍における資金繰り支援及びコロナ後を見据えた本業支援ならびに経営改善支援」「取引先(企業・個人)のライフステージに合わせた支援」「収益環境の変化に対応できる体制づくり」「経営管理態勢の強化及びリスク管理態勢の高度化への取組み」「人材育成への取組み強化」について、実効性のある施策を講じてまいります。

## 主要な事業の内容

#### 預金業務

##### ●預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

#### 貸出業務

##### ●貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

##### ●手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

#### 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

#### 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

#### 外国為替業務

信金中央金庫への取次ぎ業務を行っております。

#### 附帯業務

##### ●代理業務

日本銀行歳入代理店・(株)日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構・独立行政法人勤労者退職金共済機構・独立行政法人農林漁業信用基金・独立行政法人中小企業基盤整備機構・独立行政法人福祉医療機構・信金中央金庫・日本酒造組合中央会・一般社団法人しんきん保証基金・一般社団法人全国石油協会・その他

##### ●地方公共団体の公金取扱業務

##### ●保護預かり及び貸金庫業務

##### ●有価証券の貸付

##### ●債務の保証

##### ●公共債の引受

##### ●国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売

##### ●保険商品の窓口販売

(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

##### ●スポーツ振興くじの払戻業務

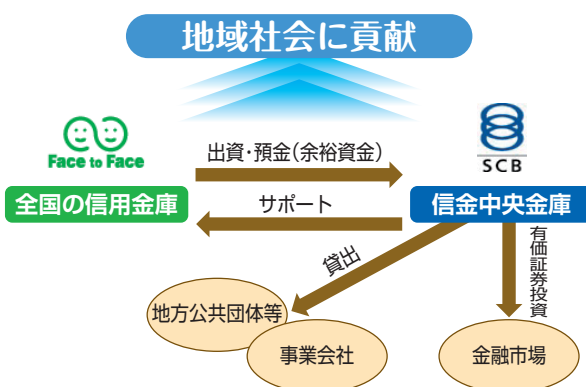
##### ●電子債権記録業に係る業務

## 信用金庫のセントラルバンク「信金中央金庫」との連携

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



# 総代会制度

## 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、総代候補者を選考する選考委員会を設け、選任区域ごとに会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員からの意見・要望アンケートや電子メール・電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動などの日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

### ● 総代会とその選任方法

#### 《総代の任期と定数》

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は50人以上80人以下です。  
会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。  
なお、令和3年3月31日現在の総代数は60人で、  
会員数は20,901人です。

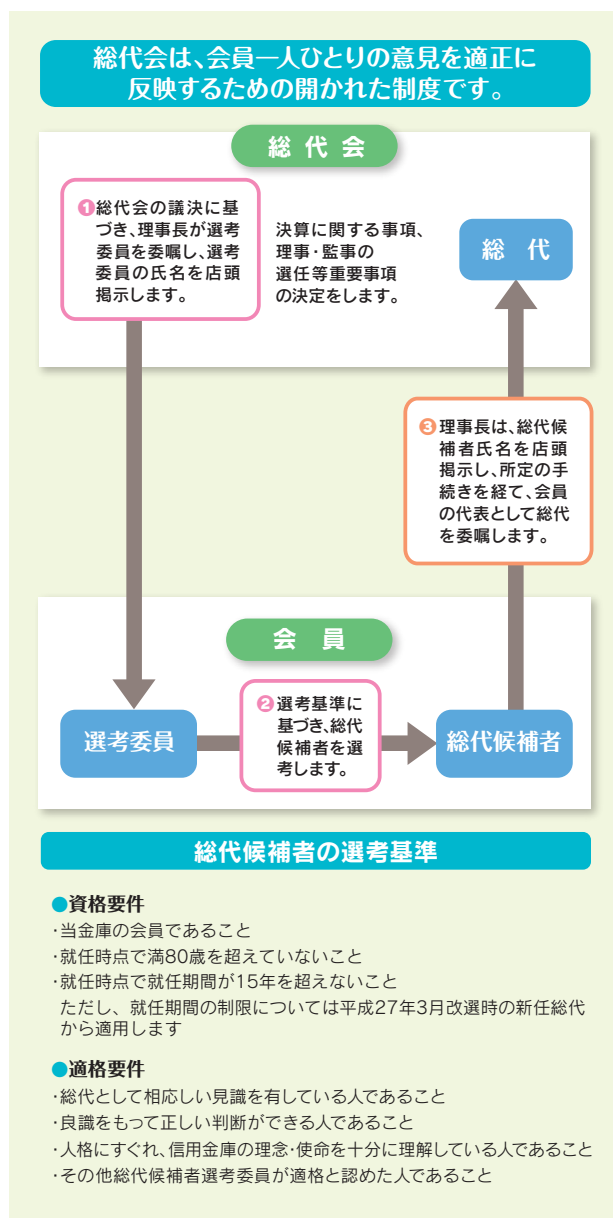
#### 《総代の選任方法》

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選任します。
- ③ その総代候補

者を会員が信任します(異議があれば申し立てることができる)。



### ● 第97期通常総代会の目的事項

令和3年6月22日開催の第97期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- (1) 報告事項
  - 第97期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)業務報告、貸借対照表・損益計算書の内容報告及び監査結果報告の件
- (2) 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分(案)承認の件
  - 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



## 総代の氏名等

令和3年7月1日現在 50音順 敬称略  
 ※氏名の後の数字は総代への就任回数

**●第一区 鹿沼市**  
 泉町・板荷・御成橋町・上材木町・上田町・久保町・高谷・古賀志町・坂田山・下遠部・千手町・武子・玉田町・天神町・戸張町・富岡・文化橋町・見野・睦町

日光市・塩谷郡塩谷町

●人数／12人

青柳 隆<sup>⑦</sup> 岩本 良之<sup>⑥</sup> 宇井 肇<sup>⑥</sup> 上原 昭夫<sup>⑫</sup>  
 江田 光好<sup>②</sup> 金子 昭彦<sup>①</sup> 川上 憲一<sup>⑥</sup> 黒川 英一<sup>⑤</sup>  
 神保 隆<sup>⑤</sup> 添野 雅晴<sup>⑦</sup> 藤田 公博<sup>⑥</sup> 星野 昭夫<sup>②</sup>

**●第二区 鹿沼市**  
 麻苧町・朝日町・石橋町・今宮町・貝島町・加園・上大久保・上久我・上殿町・上奈良部町・上日向・銀座・草久・酒野谷・笹原田・三幸町・塩山町・下大久保・下久我・下材木町・下沢・下田町・下奈良部町・下日向・下横町・末広町・寺町・鳥居跡町・中田町・仲町・奈佐原町・西鹿沼町・日光奈良部町・野尻・花岡町・東末広町・引田・日吉町・深岩・蓬萊町・みなみ町・村井町・縦山町・万町

●人数／14人

小平 隆史<sup>⑨</sup> 片柳 伸一<sup>②</sup> 木村 剛考<sup>③</sup> 佐川 徹三<sup>②</sup>  
 篠原 英男<sup>⑥</sup> 篠原 尉浩<sup>②</sup> 白石 修務<sup>④</sup> 鈴木 茂<sup>⑤</sup>  
 関口 忠雄<sup>①</sup> 高村 和義<sup>③</sup> 中條 堅二<sup>⑤</sup> 仁平 悦雄<sup>①</sup>  
 根本 満<sup>⑤</sup> 細川 康彦<sup>②</sup>

**●第三区 鹿沼市**  
 東町・池ノ森・上野町・上石川・晃望台・幸町・さつき町・下石川・下武子町・白桑田・千渡・栃窪・仁神堂町・深津・府中町・府所町・府所本町・緑町・茂呂・栄町・西茂呂・松原・流通センター

●人数／15人

池澤 治男<sup>②</sup> 伊藤 金治<sup>③</sup> 宇佐見 進<sup>③</sup> 加藤 栄<sup>①</sup>  
 神山 亮<sup>②</sup> 黒本 一郎<sup>②</sup> 小林 隆司<sup>⑤</sup> 櫻井 進一<sup>②</sup>  
 鈴木 和也<sup>①</sup> 鈴木 重雄<sup>②</sup> 関口 芳一<sup>③</sup> 鳥羽 隆<sup>③</sup>  
 永田 信二<sup>⑧</sup> 橋本 朋幸<sup>①</sup> 星野 茂生<sup>③</sup>

**●第四区 宇都宮市・上三川町**  
 ●人数／9人  
 岩上 一紘<sup>⑧</sup> 柏崎 泰一<sup>②</sup> 加瀬 知男<sup>③</sup> 寺崎 悦夫<sup>③</sup>  
 萩原 國雄<sup>③</sup> 増淵 守哉<sup>②</sup> 山野井隆太<sup>③</sup> 横川 秀元<sup>①</sup>  
 横山 陽一<sup>③</sup>

**●第五区 鹿沼市**  
 旭が丘・油田町・磯町・大和田町・上南摩町・亀和田町・北赤塚町・佐目町・下南摩町・西沢町・榎木町・野沢町・藤江町・南上野町・旧栗野町  
 栃木市・下野市・下都賀郡壬生町  
 ●人数／10人  
 井戸 道廣<sup>⑦</sup> 大岡 徹男<sup>⑥</sup> 大類 博保<sup>②</sup> 鈴木 栄一<sup>⑦</sup>  
 高嶋 豊<sup>⑦</sup> 樽見 正衛<sup>⑧</sup> 野田 雅行<sup>③</sup> 葉山 昇<sup>②</sup>  
 針谷 正夫<sup>⑤</sup> 和久井保男<sup>①</sup>

### <総代の属性別構成比>

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。  
 小数点第2位以下切捨て

職業別	法人役員70.0% 個人事業主21.6% 個人8.3%
年代別	70代以上56.6%、60代38.3%、50代5.0%
業種別	農林業5.4%、建設業1.8%、製造業38.1%、卸・小売業12.7% サービス業9.0%、医療業9.0%、不動産業18.1%、その他5.4%

## 総代が選任されるまでの手続き

地区を5区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。

### ① 総代候補者選考委員の選任

総代会の決議により、選任区域ごとに会員の中から選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

### ② 総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を、1週間以上店頭掲示

上記掲示について下野新聞に公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

### ③ 総代の選任

・会員から異議がない場合  
 または  
 ・選任区域の会員数の1/3  
 未満の会員から異議の申  
 出があった総代候補者

・選任区域の会員数の1/3  
 以上の会員から異議の申  
 出があった総代候補者

当該総代候補者数  
 が選任区域の総代  
 定数の1/2以上

当該総代候補者数  
 が選任区域の総代  
 定数の1/2未満

他の候補者を選考

欠員（選考を行わない）

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

# かめましんきんの取組み

## 《かめましんきんSDGsの取組み》

当金庫は、地域社会の一員として、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、地域のプラットフォーム（地域密着型金融）として、豊かな地域社会の実現に努めるため、令和2年10月27日SDGs宣言をしました。



## 《「地域のプラットフォーム（地域密着型金融）」

### としての更なる「深化×進化」》



### 地域密着型金融の取組みに関する基本方針

当金庫は、経営理念である「地元の繁栄なくして金庫の発展はない」をモットーに、「地域密着型金融」を推進し、地域経済の発展に貢献するとともに経営力の強化を図るために「地域密着型金融の取組みに関する基本方針」を定めています。

1. 当金庫は健全経営に徹し、経営力強化（収益力、経営管理、リスク管理、法令等遵守）に努めるとともに、経営内容の積極的な開示に努める。
2. 当金庫は、地域の様々な分野においてお客様と長期的な信頼関係を構築し、共存共栄を目指す。
3. 当金庫は、お客様のご意見やご要望を真摯に受け止め、お客様の保護と利便性向上に努める。
4. 当金庫は、事業主の皆様に対し外部機関・信金中央金庫等とも連携し、創業～事業再生まで支援するとともに、中小企業金融の円滑化に努める。
5. 当金庫は、地域のお客様からお預かりした預金は、地域のお客様に出来る限り融資し、余裕資金（預金と融資の差額）は安全な運用を基本とする。
6. 当金庫は、地域の様々な情報を有効に活用し、地域経済に貢献する。
7. 当金庫は、地域のお客様のことをよく理解し、行動できる人材育成に努める。

### 地域密着型金融の具体的取組み

当金庫は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた中小事業者への対応を継続し、各種の公的支援制度の活用についてのご案内や、栃木県事業承継・引継ぎ支援センター等との連携による、お取引先企業の経営課題解決への取組みを通じて、地域経済の発展とゆたかな暮らしの実現を目指して、地域密着型金融の推進に積極的に取り組んでいます。

#### ◆各種公的支援制度の活用した支援

1. 企業再起補助金・ものづくり補助金等の各種補助金を活用した支援

令和2年度分	支援件数 31 件
令和元年度分	支援件数 23 件

2. 経営革新計画など、各種支援制度を活用した支援

令和2年度分	支援件数 5 件
令和元年度分	支援件数 27 件

#### ◆外部機関等の活用

1. 栃木県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携による事業承継・M&A支援

・令和2年6月、鹿沼商工会議所と「バトンタッチ支援隊事業」を開始し、鹿沼商工会議所職員と帯同訪問による相談の掘起こしを行いました。

令和2年度分	相談件数 20 件
令和元年度分	相談件数 22 件



・栃木県事業承継・引継ぎ支援センターに職員1名を派遣しました。

2. よろず支援拠点との連携による支援

よろず支援拠点等の専門家による支援に取り組みました。

3. 創業支援

・創業者を支援するための日本政策金融公庫との協調融資商品「創世起」等を活用し、支援を行いました。  
・鹿沼商工会議所による創業塾（令和2年11月開催）に参画し、創業を希望する方への支援に取り組みました。

#### ◆広域連携

全国の信用金庫ネットワーク等を活かした広域連携による販路拡大支援・地元商工団体と連携した中小企業者支援等に取り組みました。

<参加したフェア・商談会等>

フェア・商談会名	参加取引先数
地元企業応援企画 ヤオハンフードレスキュー（第1弾）	1社
地元企業応援企画 ヤオハンフードレスキュー（第2弾）	2社
浜松いわた信用金庫 ビジネスマッチングはままつ2020	2社
ものづくり企業展示・商談会2020	13社
信金中央金庫 オンラインビジネスフェア しんきんフード EXPO	5社
（一社）東北地区信用金庫協会ビジネスマッチ東北2021	4社（ハイヤー含）
ひがしんビジネスフェア 2020 オンライン	10社





## ◆地方創生への取組み

- 鹿沼市との連携・取組み  
鹿沼市との「地方創生に関する包括的連携協定（平成27年10月締結）」に基づき、鹿沼市総合計画審議会、鹿沼市雇用・移住・定住促進協議会等、各種協議会への職員派遣等の取組みを実施しています。
- 日光市との連携・取組み  
・日光市との「地方創生総合戦略推進に関する協定（平成29年5月締結）」に基づき、「日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」等の各種委員会への職員を派遣しています。  
・「DMO日光」に関する取組みを継続しています。
- わがまち基金を活用した地方創生  
鹿沼・日光から会津地方へ至る各地域の観光振興による地域活性化のため、会津信用金庫と「観光振興協力に関する連携協定書」を締結しました。また、令和2年11月には、信金中央金庫の協力を得て、会津信用金庫と共同し、日本財団の「わがまち基金」において地域創生支援スキーム事業が採択されました。本事業を通じて、WithコロナやSDGsなどを意識しながら、より実効性の高い地域課題の解決支援に取り組んでいます。



- 「SCBふるさと応援団」を活用した寄付  
当金庫の全面的なサポートのもと、信金中央金庫が、地域創生応援スキーム「SCBふるさと応援団」を活用し、鹿沼市への1,000万円の寄付を実施しました。



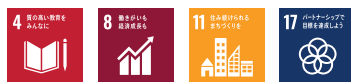
## ◆「かめましんきんビジネスクリア〜絆〜」の活動

- 当クラブは、事業経営に関する会員の相互交流、経営に関する啓発、情報交換等により、地域経済・地域社会の発展、成長、維持に貢献・寄与することを目的に発足しました。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、定期総会や講演会ならびに視察研修会としての大相撲の観戦などは中止となりましたが、リアン会員の経営課題の解決支援のため、情報誌（リアン通信）の発行による情報共有を図りました。

## ◆産学官金連携

- 公共団体・商工会団体・大学等と連携した、地域活性化への参画
- 宇都宮大学産学官金コーディネーターの活動  
同大学産学イノベーション支援センターと連携した中小事業者の課題解決支援等に取り組みました。

## 《地域社会への貢献》



- 鹿沼市民の読書活動を推進する目的で、鹿沼市に図書充実費として1974年から毎年寄付を続けています。
- 公益社団法人「小さな親切」運動鹿沼支部の事務局として、日本列島クリーン作戦への参加、車椅子寄贈等を実施しています。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためクリーン作戦は中止となりました。）



## 《地域社会の環境保全》



- 環境負荷低減に向けた取組みの一環として、令和2年4月より、預金規定等の電子化によるペーパーレス化を図りました。

## 《地域を担う人材づくり・働きがいのある環境づくり》



- 障がい者雇用や「働き方改革」への取組みが評価され、人を大切にする経営学会が主催する第11回「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞実行委員会特別賞を受賞しました。



## 中小企業の経営支援に関する取組方針



当金庫は、以下の基本方針に従って、中小企業の経営支援に取り組んでまいります。

### 基本方針

1. 様々なライフステージにある中小企業の事業内容や成長可能性などの適正な評価を踏まえた解決策を検討・提案し、経営支援を行ってまいります。
2. 従来から取り組んでいるコンサルティング機能をより一層発揮し、外部専門家や外部機関を活用しながら、十分な時間をかけて、お客様の立場に立って最適な解決策を提案するとともに、それらの実行支援を行ってまいります。
3. 「地元の繁栄なくして金庫の発展はない」という経営理念のもと、地域への安定した資金供給を社会的使命と考え、今後も一貫して地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備及び取組状況

当金庫は、外部専門家・外部機関と連携したコンサルティング機能を発揮することにより、中小企業の経営改善・体質強化に全力で取り組んでおります。

- 1 事業性評価を重視した融資や経営改善・生産性向上等への支援強化
- 2 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく、経営者保証に依存しない融資の一層の促進
- 3 (株)地域経済活性化支援機構（REVIC）との連携による経営改善支援
- 4 栃木県再生支援協議会・栃木県よろず支援拠点との連携による経営改善支援
- 5 とちぎ中小企業支援ネットワークとの連携による経営改善支援
- 6 地域のプラットフォーム構成機関との連携による経営改善支援
- 7 認定支援機関としての経営改善計画策定支援
- 8 栃木県中小企業診断士会等との連携による経営相談会の開催
- 9 中小企業庁による専門家派遣事業（ミラサポ）の活用支援
- 10 経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資の積極的な取組み
- 11 政府系金融機関との連携を含む、創業・新規事業へのサポート
- 12 公的支援・信用保証活用による資金繰り支援
- 13 経営改善に携わる人材育成、スキルの向上
- 14 ABL・資本性借入金・事業再生ファンドの活用
- 15 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく適正な対応

## 新型コロナウイルスに係る資金繰り支援の状況

### 1. 新規実行件数及び金額 令和2年3月～令和3年5月（令和3年3月受付分まで）

件数	1,382件	融資実行総額	21,157百万円
----	--------	--------	-----------

### 2. 貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権 令和2年3月10日～令和3年3月31日までの累計

#### ●債務者が中小企業者である場合

(単位：件、百万円)

	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	116	1,174
うち、実行に係る貸付債権	107	977
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—
うち、審査中の貸付債権	7	13
うち、取下げに係る貸付債権	2	183

#### ●債務者が住宅資金借入者である場合

(単位：件、百万円)

	債権数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	12	45
うち、実行に係る貸付債権	10	45
うち、謝絶に係る貸付債権	—	—
うち、審査中の貸付債権	2	0
うち、取下げに係る貸付債権	—	—

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	70件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	1.69%
保証契約を解除した件数	13件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件



# コンプライアンスへの取り組み

## コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンスとは、法令をはじめ、金庫の内部規程から社会規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。

当金庫では、信用金庫法に基づく協同組織金融機関としての高い公共性と地域社会・地域経済の発展に寄与するという社会的使命と責任の大きさを十分に認識し、健全・堅実な業務運営に努めております。

さらに、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業倫理確立のため「コンプライアンス基本方針」を定め、その実現に向けて役職員全員が一丸となって取り組んでおります。

### ■コンプライアンスへの取り組み

当金庫では、コンプライアンスに関する統括部署をリスク管理統括部とし、本部および営業部には「コンプライアンス担当者」を配置しております。

リスク管理統括部は、コンプライアンス実現のための

具体的な実践計画書である『コンプライアンス・プログラム』を毎期策定するなどコンプライアンスに係る企画・立案、推進及び実施状況等の把握を行い、コンプライアンス担当者は、コンプライアンスに関する諸事項の周知徹底を行うとともに、コンプライアンス実施状況をリスク管理統括部に報告を行うなど、その実践に取り組んでおります。

また、コンプライアンスの統括部門として、常勤理事、執行役員および本部各部長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する各種事項の協議を行っております。コンプライアンス委員会で協議した事項については、役員会および理事会に報告を行っております。

お客様からの苦情等につきましては、営業店または総務部(苦情担当部署)に担当者を配置しております。担当者は、お客様から寄せられたご意見や苦情等への対応を行うとともに、ご意見や苦情等の状況をリスク管理統括部に報告を行っております。報告された事項は、コンプライアンス担当者を通じて各部店に周知を行い、再発防止に努めております。

# 反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組み



当金庫では、政府より平成19年6月に公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、『反社会的勢力に対する基本方針』を定め、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを強化しております。

## 反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶する。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努める。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行わない。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応する。

## 金融犯罪撲滅へ向けた取り組みの強化

当金庫では、お客さまの安全性確保を第一に考え、地元警察署と連携し、振込め詐欺等の金融犯罪撲滅へ向けた取り組みを強化しています。



鹿沼警察署と連携し、防犯訓練を実施しました。



# リスク管理態勢について

金融の自由化・グローバル化の一層の進展や金融技術の革新などにより、取扱業務や金融サービスが多様化する中で、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

当金庫は、リスク管理を経営の重要課題として位置づけ、BIS規制（バーゼルIII）に対応した統合的なリスク管理態勢を構築し、様々なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、経営の安全性の維持と適正な収益確保に努めております。

当金庫の統合的なリスク管理態勢は、理事会を最高意思決定機関、ALM役員会をリスク管理の統括機関としております。毎月開催しているALM役員会では、様々なリスク情報に基づき、各リスクの管理状況の分析報告、改善策の協議及び資産・負債の総合的管理のための各種協議を行っております。

当金庫では、リスクを「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」の категорияに分類し、各主管部署及び各管理部署が、各リスクを適切に管理し、健全性・収益性の確保に努めております。

## ● 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（お取引先企業・個人）の財務内容の悪化などにより、資産（貸出金、有価証券等）の価値が減少あるいは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、信用リスクに関する諸規程等に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する態勢を整備し、信用リスクの管理に努めております。また、有価証券発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ● 市場リスク

市場リスクとは、市場（金利・為替・株価・その他）のリスク・ファクターの変動により、損失を被るリスクをいいます。主な市場リスクは、金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクから構成されています。

当金庫は市場リスクを識別、評価、モニタリング及びコントロールすることにより、経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分によりリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

## ● 流動性リスク

流動性リスクとは、当金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、資金確保に通常より高い金利での調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリス

ク）と、市場の混乱等により市場で取引できないことにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当金庫では、保有資産の流動性を維持・管理するとともに、安定した支払準備資産の確保に努めております。

## ● オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、当金庫の内部管理体制、システムが不適切であること、または外生的事象の発生により損失を被るリスクをいいます。オペレーショナル・リスクについては、リスク管理統括部を主管部署として、その発生防止に努めております。リスクの内容として、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクがあります。

## ● 事務リスク

当金庫の役職員等が正確な事務処理を怠る、あるいは、事故・不正などを起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、事務規程等の整備及び事務指導を実施するとともに、監査部による臨店監査を実施し、さらに各営業部にて自店監査を監査計画に基づいて実施し、厳正な事務管理と事故の未然防止に努めております。

## ● システムリスク

コンピューターシステムの障害または誤動作などのシステムの不具合、不正利用等により、損害を被るリスクをいいます。

当金庫では、「危機管理要領（コンティンジェンシー・プラン）」や「情報資産保護管理要領（セキュリティ・ポリシー）」を制定し、万一の事故や災害に備えております。

## ● 法務リスク

当金庫が法令等に違反し、行政処分やお取引先等からの訴訟により、損害賠償等を被るリスクをいいます。

## ● 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正・差別的行為（パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等）から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

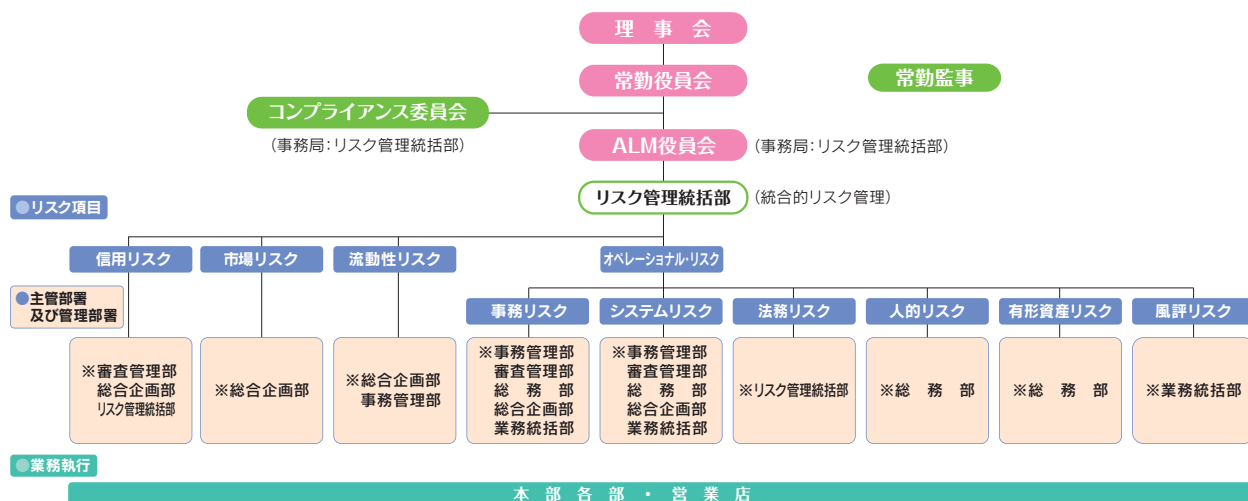
## ● 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などを被るリスクをいいます。

## ● 風評リスク

当金庫の評判の悪化や風説の流布等により信用が低下することによる損失・損害を被るリスクをいいます。

## リスク管理体制図



(注) ※印は各リスク管理の主管部署

# 当金庫の考え方

## 顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の保護及び利便性向上を図るために、「顧客保護等管理方針」を定めています。

1. 当金庫は、法令やルール等を厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。  
また、顧客の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行う。
2. 当金庫は、顧客への説明を要する全ての取引や商品について、顧客の理解や経験、資産の状況及び契約締結の目的等に応じた適正な情報提供と商品説明を行う。
3. 当金庫は、顧客からの意見・要望や相談・苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、顧客の理解と信頼を得られるよう努めるとともに、顧客の正当な利益が保護されるように努める。また役職員への教育・研修に努める。
4. 当金庫は、顧客の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや顧客の同意を得ることなく外部への提供を行わない。また、顧客の情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じる。
5. 当金庫は、顧客との取引に関連して業務を外部業者に委託するにあたっては、顧客の利益を守るため、適切に外部委託先を選定・管理する。
6. 当金庫は、顧客との取引に関連して顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反取引を管理する。
7. 当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人の顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組む。
8. 当金庫は、その他顧客の保護や利便性の向上のために必要であると理事会において判断した業務についても、適切に対応する。

## 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等の規定を踏まえ、お客様との取引にあたって、本方針および当金庫において定める諸規則等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もって、お客様の利益の保護を行うとともに、お客様からの信頼の向上を図るため、次のとおり、対応することといたします。

1. 当金庫は、お客様の利益の保護に関して適用される法令等のほか、当金庫において定める諸規則等を遵守し、当金庫がお客様との間で行う取引を対象として「利益相反管理」を行います。
2. 当金庫は、次に定める取引を「利益相反管理」の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - イ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ロ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ハ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) 上記(1)のほか、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、「利益相反管理」の対象となる取引について、次

に掲げる方法等により、お客様の利益保護を適切に管理いたします。

- イ 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ロ 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ハ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - ニ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、お客様の利益保護を図るため、営業部門から独立した管理部署の設置および管理責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反取引の管理を一元的に行います。  
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令等および当金庫の諸規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行い、お客様の利益保護に努めます。
  5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について、定期的に検証いたします。

## お客さま本位の業務運営にかかる基本方針

鹿沼相互信用金庫(以下、「当金庫」といいます)は、地域金融機関として「お客さまに寄り添い、お客さま本位の営業に徹し、お客さまと共通の価値を創造し、ともに発展すること」を目指して、以下のとおり「お客さま本位の業務運営にかかる基本方針」を策定いたしました。

当金庫は、この基本方針に基づき、お客さまにとって最適な資産形成と資産運用のため、質の高い金融商品・サービスを提供し、信頼感と安心感の確保に努めてまいります。

1. お客さまに最適な金融商品・サービスの提供
  - 金融商品のご提案にあたっては、お客さまのニーズや意向を十分に把握し、お客さまの目的や、知識・経験・財産の状況に照らし、最適な金融商品・サービスをご提案してまいります。
  - 資産形成に関するご相談にあたっては、お客さまの安定的な資産形成を優先課題とし、長期・積立・分散投資を基本にふさわしい金融商品・サービスの提供をご提案してまいります。
2. お客さまに対する丁寧でわかりやすい説明
  - 投資信託や保険商品を販売する際は、販売用資料やパンフレット等を使用し商品の特性やリスク等について、お客さまの知識・経験に照らし、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。
  - お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の内容については、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。
  - 商品のご契約後においても、経済環境や市場動向を踏まえた適切でタイムリーな情報提供により、アフターフォローに努めてまいります。
3. お客さま本位を実践するための態勢整備と人材育成
  - お客さまに適切な金融商品・サービスを提供するために、職員研修等を実施し、専門知識の習得やコンサルティング能力の向上に努めてまいります。
  - お客さまの利益が損なわれることがないよう、当金庫が別に公表している「利益相反管理方針」に基づき、適切な利益相反の管理を行ってまいります。

## 苦情処理措置および紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様に対する利便性の向上のため、様々な金融商品およびサービスを提供しております。提供する金融商品・サービスは、年々、複雑化・多様化してきているところですが、平成21年6月24日に公布(平成22年10月1日施行)された「金融商品取引法の一部を改正する法律」により金融商品取引法および信用金庫法等の改正が行われ、「金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)」が導入されました。これに伴い、信用金庫は、苦情処理措置および紛争解決措置を講じることになりました。このため、当金庫では、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」といいます。)の申し出に対しましては、以下のような取扱いを行ってまいります。

1. お客様からの苦情等につきましては、営業店または総務部(以下「苦情等担当部署」といいます。)で受け付けます。
2. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで内部調査を行い、事実関係の把握に努めます。
3. 苦情等のお申し出内容の事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等と連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
4. 苦情等のお申し出については、その内容を記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は、営業店または次の苦情等担当部署へお申し出ください。

### 〈苦情担当部署〉 総務部

住 所 / 〒322-0066 鹿沼市上田町2331番地  
 受付時間 / 平日 AM9:00~PM5:00  
 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は、受付をお休みさせていただきます)  
 受付媒体 / フリーダイヤル 0120-858-455  
 (FAX 0289-63-1919)  
 面 談 / 営業店(副支店長)、総務部(相談担当者)  
 ホームページ / <https://www.kashinkin.co.jp>

※お客様の個人情報、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5. 当金庫のほか、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは営業店または苦情等担当部署にお問い合わせください。

名 称	全国しんきん相談所((一社)全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	信用金庫営業日(9:00~17:00)
受付媒体	電話、手紙、面談

6. また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する「仲裁センター」等で紛争の解決を図ることも可能ですので、「営業店」および「苦情等担当部署」または上記「全国しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 (紛争解決センター)	第一東京弁護士会 (仲裁センター)	第二東京弁護士会 (仲裁センター)
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 (時間)	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~15:00	月~金(祝日、年末年始除く) 10:00~12:00 13:00~16:00	月~金(祝日、年末年始除く) 9:30~12:00 13:00~17:00

### 7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に対して、「迅速・公平かつ適切」に対応するため、以下のとおり金融ADRも踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- (1)「営業店および苦情等担当部署」に担当者を配置するとともに、お客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応を行います。
- (2)苦情等のお申し出については、事実関係を把握し、「営業店、苦情等担当部署および関係部署」が連携し、速やかな解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を「苦情等担当部署」から行います。
- (4)お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する「仲裁センター」等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力いたします。
- (6)お申し出のあった苦情等については「記録・保存」し、その対応結果を参考に苦情等に対する態勢の在り方について検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門による検証を行う態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づいた業務運営が行われるよう、研修等により金庫内に周知・徹底いたします。
- (9)お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。



## 商品案内

お客さまのニーズにお応えする預金積金商品・融資商品を各種取り揃えて、みなさまのご来店をお待ちしております。

## ■主な預金積金商品

令和3年5月末現在

商品名	内 容
流動性預金(随時お預入・お引出がができる預金です。)	
普通預金	公共料金等の自動支払い、年金・給与等の自動受取りにご利用いただけます。
貯蓄預金	お預け入れ残高に応じて、段階別金利を適用いたします(個人の方のみ申込可)。
通知預金	まとまった資金を短期間預けるための預金です。
納税準備預金	租税納付用に適した預金です(租税納付目的で払出す場合は非課税となります)。
定期預金(確実な運用をご希望のお客さま向けの預金です。)	
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金を運用するお客さまにおすすめします。
スーパー定期	安全確実な資金運用に適した定期預金です。
期日指定定期預金	1年間の据置き期間経過後は、いつでもお引出しできます。
総合口座定期預金	お手持ちの普通預金通帳にセットすれば、最高300万円までご融資可能です。
年金スーパー定期	当金庫で年金を自動受取りされているお客さま専用の定期預金です。
定期積金(毎月定額を積立てていく預金です。)	
スーパー積金	毎月コツコツと計画的な資金づくりにご活用ください。

## ■主な融資商品

令和3年5月末現在

商品名	内 容
個人向け融資商品	
住宅ローン	マイホームの夢をお手伝いします。増改築、土地取得にもご利用いただけます。
リフォームローン(無担保住宅ローン)	新築・増改築・住宅ローンのお借換え等を無担保でご利用いただけます。
生活まるごと応援ローン	新規のお借入れを含めて、住宅・マイカー・教育の3つのローンを一本化して毎月の返済を軽減することができます。
カーライフプラン	マイカー購入をお考えの方へ。免許取得費用にもご利用いただけます。
教育プラン	入学金・授業料等のお支払いに。在学中の元金据置きも可能です。
教育カードローン	在学中の教育資金は、いつでも利用可能なカードローンが便利です。
フリーローンADVANCE	新発売! お使いみち自由のフリーローン。
しんきんフリーローン	お使いみちは自由。FAX・WEBでの申込みも可能です。
カードローン	お客さまのニーズに合わせた3種類のカードローンをご用意しております。
事業者向け融資商品	
ネクステージV	活力ある企業経営をサポートいたします。
事業サポート資金(全国小口)	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」を活用した融資商品です。
地域支援資金「新・ちから」	原則無担保でご融資いたします。
創世起	創業・新事業をご支援する商品です。
農業者向けローン「ハーベスト」	農林水産業に必要なあらゆる資金にご利用いただけます。
各種制度融資	栃木県および各市、商工会の制度融資をお取り扱いしております。
代理貸付(住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、信金中央金庫など)	

※ 融資商品は審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

■当金庫が取り扱っている商品・サービスの一例を紹介しております。金利・優遇条件・サービス内容等の詳細は、窓口またはホームページにてご確認ください。

## ■その他の金融商品

令和3年5月末現在

商品名	内 容
保険商品	
医療保険	ケガや病気による入院や、手術などへの保障を準備する保険です。
がん保険	「がん」と診断された場合の入院・通院・手術などの保障を準備する保険です。
傷害保険	ケガによる死亡、後遺障害・入院・通院など日常生活を広くカバーします。
終身保険	万一の場合の保障を、一生涯にわたり確保できる保険です。
住宅ローン火災保険	住宅ローンをご利用されるお客様のための火災保険です。
投資信託(お客さまのニーズに合ったファンドをお選びください。)	
個人向け国債(3年・5年・10年からお選びいただけます。)	

※保険商品、投資信託、個人向け国債は預金ではなく、預金保険制度の保護対象ではありません。

## ■主なサービス

令和3年5月末現在

名称	内 容
給与振込	給与・賞与等が、ご指定の口座に自動振込みされます。
年金受取	各種年金を、ご指定の口座で自動受取りすることができます。
自動支払	公共料金や税金等をご指定の口座から自動でお支払いできます。
定額自動送金	一定のサイクルで一定金額を自動的にお振込みすることができます。
しんきんゼロネット	全国のしんきんATM入出金手数料が無料になるサービスです。(注)
クレジットカード	国内、海外で使える「しんきんVISA」「JCBカード」をお取り扱いしています。
WEB - F B	インターネットバンキングサービス(法人向け)
パーソナルダイレクト	インターネットバンキングサービス(個人向け)
貸金庫	重要書類や貴金属などの貴重品を安全、確実にお守りします。
個人会員様向けサービス	ATM時間外手数料無料等、さまざまな当金庫会員限定サービスを取りそろえております。
しんきん電子記録債権サービス	でんさいネットを利用する新しい決済サービスです。
しんきんリース	機械設備などのリースに対応。
職域サポートサービス	かぬましんきんパートナー協定を締結した事業所に働く皆様をサポート。お使いみち自由の専用ローン商品等、プレミアムなサービスをご利用いただけます。

(注)一部ゼロネットサービスを取扱していない信用金庫がございます。

## ■主な手数料 ※下記の手数料等には消費税が含まれています。

令和3年5月1日現在

項目	同一店舗		本支店宛		他行宛		備考
	窓口	振込	窓口	振込	窓口	振込	
電信扱	3万円以上	550円	550円	550円	880円	880円	視覚障がい者等の振込でATM操作を行う事が困難な場合は、ATM振込手数料と同額
	3万円未満	330円	330円	330円	660円	660円	
文書扱	3万円以上				880円	880円	ATM振込手数料と同額
	3万円未満				660円	660円	
E B扱	3万円以上	無料	330円	660円	660円	660円	HB,FB,インターネットバンキング 定期自動振込による振込
	3万円未満	無料	110円	440円	440円	440円	
ATM振込	3万円以上	330円	330円	660円	660円	660円	ATMによる振込
	3万円未満	110円	110円	440円	440円	440円	
組戻料		1,100円	1,100円	1,100円			
他行向け税金等取次				550円			収納代理指定先以外の場合
普通送金			440円	660円			
	組戻料		1,100円	1,100円			
代金取立	当地(寺町支店・手形)			220円			
	他所(上記以外)			220円			
不渡手形返却料	当地(寺町支店・手形)		1,100円				手形・小切手1通につき
	当地(寺町支店・手形)		1,100円				
取立手形組戻料	当地(寺町支店・手形)		1,100円				
	当地(寺町支店・手形)		1,100円				
店頭表示料			660円	660円			660円を超える時は実費
残高証明書(定型)	1通	330円	残高証明書(定型外)	1通	3,300円		
利息証明書(定型)	1通	550円	利息証明書(定型外)	1通	3,300円		
融資証明書	1通				11,000円		
その他証明書	1通				3,300円		
取引履歴(取引履歴・残高・ATMの他)	発行依頼1件				3,300円		
個人情報開示手数料	基本事項(氏名・住所・電話番号・生年月日)				880円		
	取引履歴に関する情報(取引履歴、ATMの他)				3,300円		
	発行依頼1件				1,100円		
	上記以外の情報(1項目毎)				1,100円		
約束・為替手形					1冊(50枚)	2,200円	
	小切手				1冊(50枚)	2,200円	
手形・小切手署名鑑登録料						5,500円	
手形・小切手署名鑑登録変更料						5,500円	
マル専手形					1枚	1,100円	
マル専当座取扱い手数料					割賦販売通知書1件につき	11,000円	
自己宛小切手					1枚	1,100円	
ICキャッシュカード発行手数料						無料	
通帳・証書再発行	旧通帳・証書・カードが有る場合は無料					1,100円	
キャッシュカード再発行						1,100円	
ICキャッシュカード再発行手数料	現物が有り、顧客に過失が無い場合は無料					1,100円	
ATM関係	延長手数料(平日18時~21時、土曜14時~21時、日曜・祝日は終日、但し、出資会員店舗の口座は無料)					110円	
	ネット手数料、サンデー・ホリデーバンキング手数料					110円	
E B関係	ファクシミリサービス基本手数料(月額)					1,100円	
	HB(専用端末型)基本手数料(月額)					1,100円	
	HB(パソコン型)基本手数料(月額)					1,100円	
	FB(PCデータ伝送型)基本手数料(月額)					3,300円	
	WEB-FB(法人)基本手数料(月額)					3,300円	
	WEB-FB(法人)mini基本手数料(月額)					1,100円	
	WEBバンキング(個人)基本手数料					無料	
	WEB/バンキング(個人)ワンタイムパスワードサービス(月額)					110円	
口振手数料	しんきん自振	基本手数料 1処理 2,200円				165円	
	T-NET	新規登録料 1件 165円				110円	
		媒体変換手数料 1件 55円				66円	
		金額修正・解約料 1件 55円				55円	
	Eメール方式	マスタ管理費 月額基本料				1,100円	
		全銀データ特化型 1回の振替につき				396円	
未利用口座管理手数料						1,320円	
							最後の入出金から2年以上入出金が無い場合
夜間金庫関係	基本料(月額)					4,400円	
	専用入金帳交付手数料(1冊)					5,500円	
	入金簿利用料(1個)					3,300円	
	投入口鍵再交付手数料					3,300円	
	投入口錠前改造手数料					3,300円	
貸金庫関係	基本料(月額880円)					10,560円	
	貸金庫鍵再交付手数料					実費	
定額自動振込	取扱手数料				1回	55円	
株式払込事務	保管証明書発行手数料				(2枚1セット)		
	取扱 払込総額1億円未満					1,100円	
	取扱 払込総額1億円以上					払込総額の2.0/1000x110%円	
硬貨整理手数料	1~500枚					無料	
	501~1,000枚					550円	
	1,001~2,000枚					1,100円	
	2,001枚以上					1,650円	
	以降1,000枚毎に					550円加算	
円貨両替手数料	1~50枚				口座がある方 注1	無料	
	1~50枚				口座がない方	550円	
	51~500枚					550円	
	501~1,000枚					1,100円	
	1,001枚以上					1,650円	
	以降500枚毎に					550円加算	
両替カード発行手数料	(月額1,650円)				(年額)	19,800円	
両替カード再発行手数料						1,100円	
「でんさいネット」の手数料							※でんさいネット手数料については、窓口にお尋ねください。

※注1 口座名義人と本人様のご来店に限り。通帳または、キャッシュカードのご提示により、1日1回限り無料とさせていただきます。

項目	個人向け融資		法人個人事業者向け資金		事業用資金		備考
	消費ローン	住宅ローン	消費ローン	住宅ローン	消費ローン	住宅ローン	
カードローン(教育CL含む)	実行手数料						無料
	条件変更						無料
証書貸付(一般・保証会社)	実行手数料	教育CL証書切替含む					5,500円
	条件変更	教育ローン証書貸付型					3,300円
つなぎ資金手形貸付	実行手数料						5,500円
	書替手数料						220円
証書貸付	実行手数料	不動産担保設定含む					55,000円
	条件変更	無担保借換ローン					5,500円
一部繰上返済	実行手数料	変更契約書作成時のみ					11,000円
	条件変更	500万円未満					22,000円
期限前返済	実行手数料	1000万円未満					33,000円
	条件変更	1000万円以上					44,000円
特約期間設定	実行手数料	1年以内・固定金利					無料
	条件変更	固定・変動選択型					44,000円
実行手数料	実行手数料	変動金利					44,000円
	条件変更	新規契約及び再選択時					6,600円
口座維持手数料	実行手数料	一般当貸は除く					1,100円
	条件変更	大型当貸・無担保当貸5000					年額5,500円
カード(再)発行	実行手数料	事業者CLのみ					1,100円
	条件変更						無料
割引手形	信用照会	照会1件毎					220円
	実行手数料						1,100円
手形貸付	書替手数料						220円
	条件変更						無料
証書貸付	一部繰上返済						無料
	期限前返済						無料
実行手数料	実行手数料						5,500円
	条件変更	変更契約書作成時のみ					11,000円
一部繰上返済	実行手数料						5,500円
	条件変更	ブローカーのみ					元金残×0.220%
債務保証	実行手数料						1,100円
	条件変更						無料
保証書発行手数料	保証書発行手数料	1件					3,300円
	条件変更						無料
つなぎ資金手形貸付	実行手数料						1,100円
	書替手数料						220円
証書貸付	実行手数料						66,000円
	条件変更	変更契約書作成時のみ					11,000円
一部繰上返済	実行手数料	固定・変動選択型					22,000円
	条件変更	固定・変動選択型					5,500円
期限前返済	実行手数料	固定・変動選択型					5,500円
	条件変更	元金残×0.5%×固定金利残存月数/12					金額ごと
特約期間設定	実行手数料	変動金利・固定金利					55,000円
	条件変更						11,000円
つなぎ資金手形貸付	実行手数料						1,100円
	書替手数料						220円
証書貸付	実行手数料						5,500円
	条件変更	変更契約書作成時のみ					11,000円
一部繰上返済	実行手数料						5,500円
	条件変更	ブローカーのみ					元金残×0.220%
事業用貸付物件	実行手数料						5,500円
	条件変更						5,500円
証書貸付	実行手数料	1億円以上					660,000円
	条件変更	1億円未満					220,000円
新規設定	実行手数料	ハーベスト					5,500円
	条件変更	ハーベスト&ジェミニ					5,500円
追加設定	実行手数料	変更契約書作成時のみ					11,000円
	条件変更						無料
極度額変更	実行手数料						3,300円
	条件変更						3,300円
順位変更	実行手数料						3,300円
	条件変更						3,300円
抵当権担保抹消	実行手数料						3,300円
	条件変更						3,300円
根抵当権担保解除	実行手数料						5,500円
	条件変更						5,500円
個人資金設定分	実行手数料	住宅ローンは除く					22,000円
	条件変更						11,000円
各種同意書発行手数料	実行手数料						2,200円
	条件変更						2,200円

※保証会社の手数料が別途必要となります。  
 ※法人向け資金・当座貸越は、実行時に「実行手数料+口座維持手数料またはカード発行手数料」が必要となります。  
 ※住宅ローンは、実行時に「実行手数料+特約期間設定手数料」が必要となります。

●くわしくはお近くの窓口にお尋ねください。

## 資料編 目次

## D I S C L O S U R E C O N T E N T S

## ■財務諸表

貸借対照表	019~020
損益計算書	021
剰余金処分計算書	021
会計監査	021
代表者による確認	021

## ■経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移	022
業務粗利益・業務純益	022
資金運用収支の内訳	022
総資金利鞘	022
受取利息及び支払利息の対前年度増減	023
利益率	023
預貸率	023
預金業務	023
●預金積金及び譲渡性預金平均残高	
●固定・変動自由金利定期預金残高	
貸出業務	024
●貸出金平均残高	
●貸出金担保別残高	
●債務保証見返担保別残高	
●貸出金使途別残高・構成比	
●固定・変動金利別貸出金残高	
●貸出金業種別残高・構成比	
●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	
●貸出金償却額	
有価証券等の運用	025
●有価証券の種類別の平均残高	
●預証率	
●有価証券の時価情報	
●有価証券の残存期間別残高	

## ■不良債権の状況

信用金庫法に基づくリスク管理債権	026
●リスク管理債権の推移	
リスク管理債権の保全状況	026
●破綻先債権・延滞債権の保全状況	
●3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権の保全状況	
金融再生法に基づく開示債権	026
●開示債権の推移	
●開示債権の保全状況	

## ■その他の指標

会員・出資金	026
--------	-----

## ■自己資本の充実の状況（定性的な開示事項） 027・028

## ■自己資本の充実の状況（定量的な開示事項）

1 自己資本の構成に関する開示事項	029
2 自己資本の充実に関する事項	030
3 信用リスクに関する事項	030-031
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	
(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	
(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	
4 信用リスク削減手法に関する事項	031
●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
5 出資等エクスポージャーに関する事項	032
(1) 貸借対照表計上額及び時価等	
(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	
(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益額	
(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益額	
6 証券化エクスポージャーに関する事項	032
7 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	032
8 金利リスクに関する事項	032



## 財務諸表

## ■貸借対照表（資産の部）

(単位：千円)

科目	令和元年度(令和2年3月31日)	令和2年度(令和3年3月31日)
現金	2,150,204	2,350,137
預け金	89,194,395	95,427,065
買入金銭債権	946,027	531,986
金銭の信託	10	10
有価証券	21,327,776	32,099,034
国債	2,244,260	5,464,450
地方債	9,516,792	15,474,976
社債	301,566	629,241
株式	69,221	76,126
その他の証券	9,195,936	10,454,239
貸出金	96,121,409	106,044,403
割引手形	778,381	631,126
手形貸付	9,873,834	8,054,658
証書貸付	80,927,511	93,513,469
当座貸越	4,541,682	3,845,150
その他資産	976,571	998,927
未決済為替貸	20,857	28,625
信金中金出資金	731,000	731,000
未収収益	158,173	166,707
その他の資産	66,539	72,594
有形固定資産	3,365,290	3,451,648
建物	1,456,554	1,519,105
土地	1,734,496	1,734,496
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	174,238	198,046
無形固定資産	4,894	17,159
ソフトウェア	3,983	16,281
その他の無形固定資産	910	877
前払年金費用	2,409	66,443
繰延税金資産	194,941	59,632
債務保証見返	654,727	522,163
貸倒引当金	△ 351,267	△ 397,994
(うち個別貸倒引当金)	(△ 275,777)	(△ 288,602)
投資損失引当金	△ 1,979	△ 2,806
資産の部合計	214,585,411	241,167,811

## 貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)といたし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	8～40年
その他	2～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に予想損失率を乗じた金額を計上しております。なお、破綻懸念先の予想損失率については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えて算出しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査管理部及びリスク管理統括部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は累計で5,712百万円であります。

(追加情報)

破綻先及び実質破綻先以外の債権については、新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先の経営状況及び経済環境全体に及ぼされる影響を考慮し、将来の損失発生見込みの見積もりとして貸倒引当金77百万円を追加計上しております。
- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びその他出資金の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与に係るため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数値債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 

①制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)	
年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数値債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
②制度全体に占める当金庫の拠出割合(令和2年3月31日現在)	
0.1738%	
③補足説明	

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別基金31百万円を費用処理しております。

## ■貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：千円)

科目	令和元年度(令和2年3月31日)	令和2年度(令和3年3月31日)
預金積金	208,634,127	219,537,246
当座預金	4,080,519	5,044,731
普通預金	99,583,786	114,393,083
貯蓄預金	397,648	423,439
通知預金	92,025	227,881
定期預金	98,366,324	94,015,567
定期積金	4,821,790	4,140,889
その他の預金	1,292,032	1,291,653
借入金	-	15,400,000
借入金	-	15,400,000
その他負債	287,121	255,078
未決済為替借	34,078	33,399
未払費用	131,171	97,548
給付補填備金	9,127	5,035
未払法人税等	6,000	4,153
前受収益	32,103	25,708
払戻未済金	18,684	5,774
職員預り金	39,487	38,460
資産除去債務	-	-
その他の負債	16,470	44,997
賞与引当金	-	47,317
退職給付引当金	-	-
役員退職慰労引当金	77,328	78,873
偶発損失引当金	24,968	23,938
睡眠預金払戻損失引当金	4,454	12,495
債務保証	654,727	522,163
負債の部合計	209,682,727	235,877,112
出資金	1,435,303	1,430,611
普通出資金	1,435,303	1,430,611
利益剰余金	3,381,621	3,547,123
利益準備金	897,958	917,958
その他利益剰余金	2,483,663	2,629,165
特別積立金	2,000,000	2,000,000
当期末処分剰余金	483,663	629,165
処分未済持分	△ 880	△ 233
会員勘定合計	4,816,044	4,977,501
その他有価証券評価差額金	86,639	313,196
純資産の部合計	4,902,683	5,290,698
負債及び純資産の部合計	214,585,411	241,167,811

- なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 会計上の見積もりにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。
 

貸倒引当金	397百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。	
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重大な影響を及ぼす可能性があります。	
繰延税金資産	59百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積もりは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積もりと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重大な影響を与える可能性があります。	
有形固定資産	3,451百万円
固定資産の減損損失は、将来の事業計画に基づく将来キャッシュフローの金額によって見積っております。当該見積もりは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュフローの金額が見積もりと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の減損損失の金額に重大な影響を与える可能性があります。	
(追加情報)	
資産のグルーピングについては、これまで店舗単位としていましたが、ブロック制度の導入に伴いブロック単位に変更しました。なお、これによる財務諸表への影響はございません。	
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事の金銭債権総額 19百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,072百万円
 

有形固定資産の減損損失累計額	0百万円
貸出金のうち、破綻先債権額は581百万円、延滞債権額は1,969百万円であり、	
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。))のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は4百万円であり、	
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金である破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は553百万円であり、	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、3,108百万円であり、	
なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は631百万円であり、	

## 21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

## 担保に供している資産

有価証券	18,920百万円
信託中央金庫預金	15,009百万円

上記は、為替決済、日銀入札代理店、県市町取納代理金融機関の取引等に差し入れております。また、その他の資産には、保証金5百万円が含まれております。

## 22. 出資1口当たりの純資産額 1,849円 40銭

## 23. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ① 信用リスクの管理

当金庫は、融資審査を審査管理部が担当し、信用リスクについては、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」において、与信判断の指針となるクレジットポリシーを定め、融資個別案件ごとに適正な与信審査、取組方針、与信管理を行っております。また、常勤理事を委員とする「審査会」を設置し、大口融資案件の取組方針等の協議・検討を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ② 市場リスクの管理

## (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM役員会によって金利の変動リスクを管理しております。金利リスクについては、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された資金運用方針に基づき、ALM役員会・常勤役員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM役員会に報告しております。

## (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

## (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM役員会の方針に基づき、資金運用規程に従って行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、事業推進目的で保有している株式については、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報はリスク管理統括部を通じ、理事会及びALM役員会において定期的に報告されております。

## (iv) テリハティブ取引

テリハティブ取引に関しては、資金運用規程及び資金運用基準に基づき管理しております。

## (v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式、投資信託、優先出資、「預け金」、「買入金銭債権」、「貸出金」及び「預金積立」の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間125日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,684百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

## ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM役員会を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

## 24. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価の算定方法については(注1)参照)なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	95,427	95,557	130
(2) 有価証券	32,065	32,048	△ 17
満期保有目的の債券	1,048	1,031	△ 17
その他の有価証券	31,017	31,017	—
(3) 貸出金(※1)	106,044	—	—
貸倒引当金(※2)	△ 397	—	—
	105,646	108,547	2,900
金融資産計	233,139	236,154	3,014
(1) 預金積金(※1)	219,537	219,616	78
(2) 借入金(※1)	15,400	15,403	3
金融負債計	234,937	235,019	81

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

## 金融資産

## (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金は以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)以下「貸出金計上額」という。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP金利)で割り引いた価額

## 金融負債

## (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP金利)を用いております。

## (2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP金利)で割り引いて現在価値を算定し、その結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報に含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	29
その他の証券	3
合 計	33

※ 非上場株式、その他の証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	10,189	28,629	—	—
有価証券	103	5,599	6,008	12,923
満期保有目的の債券	—	—	—	1,048
その他の有価証券のうち満期があるもの	103	5,599	6,008	11,875
貸出金	20,840	35,130	25,437	18,934
合 計	31,133	69,358	31,446	31,857

期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
借入金	15,400	—	—	—
預金積金	190,285	29,014	10	223
合 計	205,685	29,014	10	223

要求払預金は、「1年以内」に含めて開示しております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	1,048	1,031	△ 17
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	1,048	1,031	△ 17
合 計		1,048	1,031	△ 17

その他の有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36	34	2
	債券	9,839	9,754	85
	国債	833	826	7
	地方債	8,380	8,308	72
	社債	625	619	5
	その他	8,632	8,098	534
小 計	18,508	17,886	622	
時価が貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	9	11	△ 1
	債券	10,681	10,789	△ 108
	国債	4,631	4,700	△ 69
	地方債	6,045	6,084	△ 38
	社債	3	3	△ 0
	その他	1,817	1,898	△ 80
小 計	12,508	12,698	△ 189	
合 計		31,017	30,584	432

## 26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ございません。

## 27. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	303	3	—
国債	100	0	—
地方債	—	—	—
社債	202	2	—
その他	226	13	△ 0
合 計	529	17	△ 0

## 28. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	0	0	—	—	—

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は12,075百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が5,233百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に(1年毎に)予め定められている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	25
貸倒引当金・貸出金償却	1,345
役員退職慰労引当金	21
その他	118
繰延税金資産小計	1511
評価性引当額	△ 1,313
繰延税金資産合計	197
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	119
前払年金費用	18
繰延税金負債合計	138
繰延税金資産純額	59



## ■ 損益計算書

(単位：千円)

	令和元年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	令和2年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
経常収益	2,664,721	2,588,810
資金運用収益	2,114,004	2,178,901
貸出金利息	1,728,193	1,723,171
預け金利息	83,986	93,481
有価証券利息配当金	276,755	338,186
その他の受入利息	25,070	24,062
役務取引等収益	290,849	272,441
受入為替手数料	113,420	112,223
その他の役務収益	177,428	160,217
その他業務収益	186,182	35,016
外国為替売買益	—	—
国債等債券売却益	162,144	4,008
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	24,038	31,008
その他経常収益	73,684	102,451
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	47,336	81,702
株式等売却益	6,881	13,142
金銭の信託運用益	—	0
その他の経常収益	19,467	7,607
経常費用	2,534,396	2,332,384
資金調達費用	34,882	29,199
預金利息	32,753	27,580
給付補填備金繰入額	1,925	1,418
借入金利息	—	—
その他の支払利息	203	199
役務取引等費用	243,502	239,827
支払為替手数料	21,989	23,468
その他の役務費用	221,512	216,358
その他業務費用	26,399	2,070
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	867	—
国債等債券償還損	25,463	1,934
その他の業務費用	68	135
経費	2,026,464	1,849,908
人件費	1,312,637	1,175,672
物件費	668,881	629,429
税金	44,945	44,807
その他経常費用	203,148	211,380
貸倒引当金繰入額	49,179	116,632
貸出金償却	130,927	57,289
株式等売却損	12,418	6
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	10,623	37,451
経常利益(又は経常損失)	130,325	256,425
特別利益	206	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	206	—
特別損失	2,827	8,617
固定資産処分損	2,827	8,617
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	127,703	247,807
法人税、住民税及び事業税	7,989	4,924
法人税等調整額	△ 4,786	48,682
当期純利益(又は当期純損失)	124,500	194,200
繰越金(当期首残高)	359,162	434,964
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	483,663	629,165

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 67円78銭

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	483,663	629,165
繰越金(当期首残高)	359,162	434,964
当期利益(又は当期純損失)	124,500	194,200
特別積立金取崩額	—	—
未処分剰余金	483,663	629,165
剰余金処分額	48,698	48,587
利益準備金	20,000	20,000
出資に対する配当金	(年2%) 28,698	(年2%) 28,587
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	434,964	580,577

## ■ 会計監査

令和3年6月22日開催の第97期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、小高公認会計士事務所 公認会計士小高和昭氏の監査を受けております。

## ■ 代表者による確認

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月23日

鹿沼相互信用金庫 理事長 橋本 公之

## 【報酬体系について】

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算定方法を内規で定めております。

## (2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は118百万円です。

- 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。(令和3年3月31日現在)
- 上記の内訳は、基本報酬96百万円、退職慰労金21百万円となっております。退職慰労金は、当年度中に支払った退職慰労金と、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

## (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に関する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。
- 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



# 経営指標

## ■最近5年間の主要な経営指標の推移

科 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益 (千円)	2,753,593	2,536,178	2,591,665	2,664,721	2,558,810
経常利益(又は経常損失(△)) (千円)	264,329	94,203	92,270	130,325	256,425
当期純利益(又は当期純損失(△)) (千円)	191,845	50,060	95,112	124,500	194,200
出資総額 (百万円)	1,474	1,468	1,453	1,435	1,430
出資総口数 (千口)	2,948	2,936	2,907	2,870	2,861
純資産額 (百万円)	4,536	4,430	4,834	4,902	5,290
総資産額 (百万円)	207,936	210,855	212,204	213,930	240,645
預金積金残高 (百万円)	202,834	205,878	206,875	208,634	219,537
貸出金残高 (百万円)	96,914	97,137	97,281	96,121	106,044
有価証券残高 (百万円)	14,066	18,736	20,503	21,327	32,099
単体自己資本比率 (%)	7.07	7.05	7.10	7.46	7.75
出資に対する配当金(出資1口当たり) (円)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
役員数 (人)	11	11	12	11	11
うち常勤役員数 (人)	8	8	9	8	8
職員数 (人)	209	194	181	173	170
会員数 (人)	21,579	21,427	21,268	21,059	20,901

(注) 総資産額は、貸借対照表の資産の部合計から債務保証見返を除いております。

## 直近の2事業年度における事業の状況

### 主要な業務の状況

#### ■業務粗利益

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支(資金利益)	2,079,122	2,149,701
資金運用収益	2,114,004	2,178,901
資金調達費用	34,882	29,199
役員取引等収支	47,346	32,614
役員取引収益	290,849	272,441
役員取引費用	243,502	239,827
その他の業務収支	159,783	32,946
その他業務収益	186,182	35,016
その他業務費用	26,399	2,070
業務粗利益	2,286,252	2,215,262
業務粗利益率(%)	1.10	0.97

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。  
2. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

#### ■業務純益

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
業務純益	230,074	303,401
実質業務純益	272,203	377,308
コア業務純益	136,390	375,235
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	66,268	230,300

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。  
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

#### ■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	207,716	226,812	2,114,004	2,178,901	1.01	0.96
うち貸出金	95,831	101,834	1,728,193	1,723,171	1.79	1.69
うち預け金	89,713	98,145	83,986	93,481	0.09	0.09
うち有価証券	20,611	25,504	276,755	338,186	1.33	1.32
資金調達勘定	208,651	228,106	34,882	29,199	0.01	0.01
うち預金積金	208,610	219,458	34,679	28,999	0.01	0.01
うち借入金	—	8,607	—	—	—	—

(注) 「資金運用勘定」は、無利息預け金の平均残高(令和元年度80百万円、令和2年度93百万円)を控除してあります。

#### ■総資金利鞘

(単位：%)

種 類	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	1.01	0.96
資金調達原価率	0.97	0.81
総資金利鞘	0.04	0.15

## ■受取利息及び支払利息の対前年度増減

(単位：千円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 2,620	△ 4,527	△ 7,148	170,227	△ 105,331	64,896
貸出金利息	△ 22,769	△ 41,414	△ 64,183	102,252	△ 107,274	△ 5,022
預け金利息	475	△ 22,134	△ 21,659	7,814	1,680	9,494
有価証券利息配当金	13,124	61,805	74,930	64,180	△ 2,748	61,431
その他の受取利息	6,548	△ 2,783	3,764	△ 4,018	3,010	△ 1,007
支払利息	152	△ 6,841	△ 6,688	1,953	△ 7,636	△ 5,683
預金利息	172	△ 6,841	△ 6,668	1,956	△ 7,636	△ 5,680
借入金利息	△ 0	△ 0	△ 0	—	—	—
その他の支払利息	△ 19	△ 0	△ 19	△ 3	0	△ 3

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

## ■利益率

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.06	0.10
総資産当期純利益率	0.05	0.08

(注) 総資産経常(当期純) 利益率=経常(当期純) 利益÷総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100

## ■預貸率

(単位：%)

種 類	令和元年度	令和2年度
預貸率	期 末	46.07
	期中平均	45.93

## ■預金業務

## ●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
流動性預金	102,887	117,755
うち有利息預金	87,516	98,215
定期性預金	105,059	101,048
うち固定金利定期性預金	105,031	101,023
うち変動金利定期性預金	28	25
その他	663	654
計	208,610	219,458
譲渡性預金	—	—
合 計	208,610	219,458

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
 固定金利定期性預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期性預金  
 変動金利定期性預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期性預金  
 3. その他=別段預金+納税準備預金

## ●固定・変動自由金利定期預金残高

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
定期預金	98,366	94,015
固定自由金利定期預金	98,339	93,995
変動自由金利定期預金	27	19

## ■貸出業務

## ●貸出金平均残高

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
割引手形	768	704
手形貸付	9,681	8,902
証書貸付	80,924	88,227
当座貸越	4,456	3,999
合計	95,831	101,834

## ●貸出金担保別残高

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	893	679
有価証券	-	-
不動産	28,967	26,816
信用保証協会・信用保険	30,586	44,216
保証証	12,883	11,013
信用	22,778	23,306
その他	11	11
合計	96,121	106,044

## ●債務保証見返担保別残高

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	4	13
有価証券	-	-
不動産	53	42
信用保証協会・信用保険	36	35
保証証	425	320
信用	134	110
その他	-	-
合計	654	522

## ●貸出金使途別残高・構成比

(単位:百万円・%)

区分	令和元年度	令和2年度
設備資金	49,413 (51.4)	47,923 (45.2)
運転資金	46,708 (48.6)	58,121 (54.8)
合計	96,121(100.0)	106,044(100.0)

…設備・住宅  
…運転・個人消費・その他

## ●固定・変動金利別貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
固定金利	69,337	80,999
変動金利	26,784	25,045
合計	96,121	106,044

…割引、手貸、当貸

## ●貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

業種	令和元年度			令和2年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	322	9,780	10.17%	335	12,913	12.17%
農業・林業	48	346	0.35%	53	455	0.42%
漁業	2	4	0.00%	2	2	0.00%
鉱業・採石業・砂利採取業	4	874	0.90%	4	889	0.83%
建設業	370	6,359	6.61%	415	8,630	8.13%
電気・ガス・水道業	12	209	0.21%	17	300	0.28%
情報通信業	10	101	0.10%	12	263	0.24%
運輸業・郵便業	50	1,255	1.30%	51	1,635	1.54%
卸売業・小売業	287	7,392	7.69%	310	9,069	8.55%
金融・保険業	10	512	0.53%	9	389	0.36%
不動産業	203	13,328	13.86%	209	13,347	12.58%
物品賃貸業	4	68	0.07%	3	40	0.03%
学術研究・専門技術サービス業	29	991	1.03%	35	1,012	0.95%
宿泊業	16	910	0.94%	15	984	0.92%
飲食業	84	553	0.57%	104	1,040	0.98%
生活関連サービス業・娯楽業	69	995	1.03%	79	1,449	1.36%
教育・学習支援業	10	134	0.13%	11	244	0.23%
医療・福祉	86	3,140	3.26%	89	3,683	3.47%
その他サービス	128	1,540	1.60%	144	2,544	2.39%
小計	1,744	48,500	50.45%	1,897	58,896	55.53%
地方公共団体	6	13,467	14.01%	6	14,092	13.28%
個人	9,117	34,153	35.53%	8,302	33,055	31.17%
合計	10,867	96,121	100.00%	10,205	106,044	100.00%

注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ●貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
一般貸倒引当金	75	109
個別貸倒引当金	275	288
合計	351	397
期中増減額	△153	46

## ●貸出金償却額

(単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	130	57



## ■有価証券等の運用

### ●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

種類	令和元年度	令和2年度
国債	679	3,975
地方債	9,363	12,054
社債	262	399
株式	67	70
外国証券	5,250	6,794
その他の証券	4,987	2,210
合計	20,611	25,504

### ●預証率

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
期末預証率	10.22	14.62
期中預証率	9.88	11.62

(注) 預証率 = 有価証券 / 預金積金 × 100

### ●有価証券の時価情報

#### 1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	303	305	2	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	303	305	2	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	780	779	△1	1,048	1,031	△17
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	780	779	△1	1,048	1,031	△17
合計	1,083	1,085	1	1,048	1,031	△17	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

#### 2. その他有価証券

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22	16	6	36	34	2
	債券	8,097	7,972	125	9,839	9,754	85
	国債	540	530	9	833	826	7
	地方債	7,259	7,145	113	8,380	8,308	72
	社債	297	295	1	625	619	5
	その他	4,809	4,655	153	8,632	8,098	534
小計	12,929	12,644	284	18,508	17,886	622	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17	21	△4	9	11	△1
	債券	2,881	2,915	△33	10,681	10,789	△108
	国債	1,703	1,718	△14	4,631	4,700	△69
	地方債	1,173	1,193	△19	6,045	6,084	△38
	社債	3	3	△0	3	3	△0
	その他	4,378	4,504	△126	1,817	1,898	△80
小計	7,276	7,441	△164	12,508	12,698	△189	
合計	20,206	20,086	119	31,017	30,584	432	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

#### 3. 「売買目的有価証券」及び「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は保有しておりません。

#### 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	29	29
その他の証券	8	3
合計	38	33

### ●有価証券の残存期間別残高

令和元年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
	国債	-	-	-	-	-	2,244	-
地方債	162	754	597	336	1,797	5,869	-	9,516
社債	-	-	-	22	279	-	-	301
株式	-	-	-	-	-	-	69	69
外国証券	99	-	-	-	196	298	4,906	5,500
その他の証券	-	8	836	1,677	432	-	738	3,695
合計	262	762	1,434	2,036	2,705	8,412	5,714	21,327

令和2年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
	国債	-	-	-	-	400	5,064	-
地方債	122	2,959	1,008	308	4,791	6,284	-	15,474
社債	-	-	6	164	459	-	-	629
株式	-	-	-	-	-	-	76	76
外国証券	-	202	312	-	203	98	6,785	7,601
その他の証券	3	103	986	606	392	100	660	2,852
合計	125	3,265	2,312	1,079	6,246	11,547	7,521	32,099

# 不良債権の状況

## ■信用金庫法に基づくリスク管理債権

### ●リスク管理債権の推移

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
破綻先債権額	780	581
延滞債権額	2,157	1,969
3ヶ月以上延滞債権額	10	4
貸出条件緩和債権額	19	553
合計額	2,968	3,108

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。  
①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者  
②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者  
③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者  
④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者  
⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者  
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。  
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金  
②「金利棚上げ」により未収利息を収益不計上とした貸出金  
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。  
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。  
5. なお、これらの開示額は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

## ■リスク管理債権の保全状況

### ●破綻先債権・延滞債権の保全状況

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
破綻先債権額①	780	581
延滞債権額②	2,157	1,969
合計③=①+②	2,938	2,551
担保・保証額④	2,341	1,988
回収に懸念がある債権額⑤=③-④	596	562
個別貸倒引当金⑥	272	283
同引当率⑦=⑥÷⑤×100(%)	45.67%	50.45%

### ●3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権の保全状況

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
3ヶ月以上延滞債権額⑧	10	4
貸出条件緩和債権額⑨	19	553
合計⑩=⑧+⑨	30	557
担保・保証額⑪	14	157
回収に管理を要する債権額⑫=⑩-⑪	16	400
貸倒引当金⑬	0	18
同引当率⑭=⑬÷⑫×100(%)	0.59%	4.55%

- (注) 1. 「担保・保証額⑪」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
2. 「個別貸倒引当金⑬」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額①・延滞債権額②に対して個別に引当計上した額の合計額です。  
3. 「貸倒引当金⑬」は、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額⑧・貸出条件緩和債権額⑨に対して引当てた額を記載しております。

## ■金融再生法に基づく開示債権

### ●開示債権の推移

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,328	1,886
危険債権	613	669
要管理債権	30	557
正常債権	93,912	103,555
合計	96,884	106,669
不良債権比率	3.06%	2.91%

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権（以下、破産更生債権等という）をいいます。  
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。  
3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。  
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

### ●開示債権の保全状況

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
金融再生法上の不良債権①	2,971	3,113
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,328	1,886
危険債権	613	669
要管理債権	30	557
保全額②	2,631	2,452
担保・保証額③	2,356	2,145
貸倒引当金④	275	306
保全率②÷①×100(%)	88.55%	78.77%
担保・保証等控除後債権に対する引当率④÷(①-③)×100(%)	44.76%	31.70%

- (注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

# その他の指標

## ■会員・出資金

(単位：千円、口数)

区分	令和元年度	令和2年度
個人	1,009,713	997,534
法人	425,589	433,077
合計	1,435,303	1,430,611
総口数	2,870,606	2,861,222
配当率	2%	2%
出資に対する配当金	28,698	28,587

# 自己資本の充実の状況(定性的な開示事項)

## 1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

発行主体	資本調達手段	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	償還期限	配当率
鹿沼相互信用金庫	普通出資	1,430百万円	なし	年2.0%

## 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャー（貸出金、有価証券などの資産等）が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画及び年度毎に掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを基本的な施策として考えております。

## 3. 信用リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫ではこの信用リスクの管理が最重要であるとの認識のうえ、与信業務に係る信用リスクを適正に把握し適切なリスク管理を行うために「信用リスク管理方針・管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価・分析については、当金庫では、厳正な自己査定と信用格付制度を実施するとともに、信用リスク計量化および貸出資産のポートフォリオ分析等により貸出資産の信用リスクを把握・管理し、貸出資産の健全化に努めております。さらに、与信集中によるリスク抑制のため大口与信は審査会の審議によるなど管理強化に努めております。

個別案件の審査・与信管理については、融資審査部門と業務推進部門を分離し、厳正な審査体制をとっております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にあるいは必要に応じリスク管理統括部及びALM役員会または常勤役員会に付議・報告し、また、経営に重大な影響を与える事案については理事会へ速やかに報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却及び引当金の計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率をもとに算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

### (2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① ㈱格付投資情報センター(R&I)
- ② ㈱日本格付研究所(JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

## 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様

への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金担保があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務規程」等により、適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証や住宅融資保険(住宅金融支援機構)、個人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する(一社)しんきん保証基金、㈱クレディセゾン、㈱ジェー・シー・ビー、㈱ジャックス等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、直接派生商品取引を行っておりませんが、投資信託の一部に派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については「資金運用規程」の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、投資に際しては「ALM役員会」等によりリスクに対する検証を行うなど適正な運用・管理を行っております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

### (1) リスク管理方針および手続きの概要

証券化取引は、証券を購入する側の投資家と、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとしての役割に分類されます。

当金庫の証券化投資は、有価証券投資の一環として捉え、リスク認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、必要に応じてALM役員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、事前にその内容の把握・分析等を行ったうえで投資し、適正な運用・管理を行っております。

### (2) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

### (4) 種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① ㈱格付投資情報センター(R&I)
- ② ㈱日本格付研究所(JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

## 7. オペレーショナル・リスクの管理

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫が管理するオペレーショナル・リスクには、事務リスク・システムリスク・法務リ



スク・人的リスク・有形資産リスク及び風評リスクがあります。

当金庫は、オペレーショナル・リスクを適正に把握し、評価、モニタリング、そのリスクを極小化するための方策を講じております。役職員の活動及びシステム障害等による損失が、金庫経営に大きな影響を与えることを十分に認識し、オペレーショナル・リスクについて総合的な管理態勢を構築することにより、経営の健全性及び適切性の確保に努めることを基本方針としております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、オペレーショナル・リスクの管理状況につきましては、定期的あるいは必要に応じリスク管理統括部及びALM役員会または常勤役員会に付議・報告し、また、経営に重大な影響を与える事案については理事会へ速やかに報告する態勢を整備しております。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称  
当金庫は、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

## 8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況をALM役員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への運用は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、政策投資株式、その他投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、毎月開催するALM役員会において経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適切な処理を行っております。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および金融資産・負債により生み出された金利収支が減少するリスク」をいいます。

当金庫では、預金・貸出金・有価証券をはじめとするすべての資産・負債についての金利リスクを計測・管理するとともに、 $\Delta$  EVEを四半期毎にALM役員会に報告しているほか、VaRを毎月ALM役員会に報告しています。

金利リスクの削減手法については、有価証券の売却または購入により対応する方針です。

- (2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$  EVE(注)の金利リスクに関する事項

(注1) 銀行勘定の金利リスク(IRRBB※)のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※ IRRBB(Interest Rate Risk in the Banking Book)とは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年としています。
- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年としています。
- ③ 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
流動性預金への満期の割当て方法については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④ 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、考慮していません。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提  
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算においては、通貨間の相関等は考慮せず、保守的に算出しています。  
また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。
- ⑥ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)  
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。
- ⑦ 内部モデルの使用等、 $\Delta$  EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは、使用していません。
- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
開示初年度のため、記載すべき事項はございません。
- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
金利リスク量を計測する際に使用するレートは、Liborおよび円金利スワップを使用しています。

- (3) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$  EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ① 金利ショックに関する説明  
 $\Delta$  EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。

- ② 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$  EVEと大きく異なる点)  
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR(保有期間125日、観測期間5年、信頼水準99.9%)に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や配当可能限度額にかかるアラームポイントなども設定しており、年1回および随時、運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っています。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。

# 自己資本の充実の状況(定量的な開示事項)

## 1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,787	4,948
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,435	1,430
うち、利益剰余金の額	3,381	3,547
うち、外部流出予定額(△)	28	28
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	100	133
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	100	133
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,887	5,082
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	17
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	17
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	3	25
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	1	48
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	10	90
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	4,877	4,991
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	61,246	60,235
資産(オン・バランス)項目	60,594	59,724
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 285	△ 285
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス取引等項目	651	510
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,105	4,161
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	65,351	64,396
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	7.46%	7.75%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2. 自己資本の充実に関する事項

(単位: 百万円)

	令和元年度		令和2年度			令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	61,246	2,449	60,235	2,409	②証券化エクスポージャー	24	0	—	—
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	58,212	2,328	56,432	2,257	証券化	—	—	—	—
					再証券化	24	0	—	—
現金	—	—	—	—	③-1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂 プランドのうち、個々の資産の把握が困難な資産)	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,294	131	4,088	163
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	ルック・スルー方式	3,294	131	4,088	163
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	マナデート方式	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	蓋然制方式(250%)	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	蓋然制方式(400%)	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 11	△ 285	△ 11
地方三公社向け	—	—	—	—	⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,060	282	8,236	329	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
法人等向け	11,716	468	10,525	421	ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,105	164	4,161	166
中小企業等向け及び個人向け	18,988	759	18,705	748	ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	65,351	2,614	64,396	2,575
抵当権付住宅ローン	6,760	270	6,192	247					
不動産取得等事業向け	3,452	138	3,055	122					
3ヶ月以上延滞等	1,412	56	1,254	50					
取立未決済手形	4	0	5	0					
信用保証協会等による保証付	780	31	581	23					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—					
出資等	118	4	122	4					
(うち出資等のエクスポージャー)	118	4	122	4					
(うち重要な出資等のエクスポージャー)	—	—	—	—					
上記以外	7,909	316	7,742	309					
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	475	19	475	19					
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,095	43	1,078	43					
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	562	22	431	17					
総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—					
総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—					
上記以外のエクスポージャー	5,818	232	5,756	230					

- (注) 1. 所要自己資本の額はリスク・アセット×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品の与信総額等のことです。  
3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞  
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

## ●地域別・業種別

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3ヶ月以上 延滞エクスポ ージャー	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	214,397	240,546	96,229	106,147	11,971	21,591	—	—	1,832	1,650
国外	600	800	—	—	600	800	—	—	—	—
地域別合計	214,997	241,346	96,229	106,147	12,571	22,391	—	—	1,832	1,650
製造業	10,413	13,507	10,185	13,298	—	—	—	—	167	155
農業、林業	490	593	490	593	—	—	—	—	3	3
漁業	4	2	4	2	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	882	894	875	890	—	—	—	—	—	—
建設業	7,771	10,014	7,671	9,930	—	—	—	—	304	302
電気・ガス・熱供給・水道業	450	553	250	353	200	200	—	—	—	—
情報通信業	140	313	115	289	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,429	1,811	1,400	1,776	—	—	—	—	40	40
卸売業、小売業	7,781	9,413	7,631	9,304	—	—	—	—	218	200
金融業、保険業	37,836	42,563	531	410	600	800	—	—	—	—
不動産業	14,074	14,008	13,782	13,721	—	—	—	—	285	283
物品賃貸業	70	143	70	42	—	100	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,146	1,162	1,145	1,161	—	—	—	—	—	—
宿泊業	910	985	910	985	—	—	—	—	233	221
飲食業	897	1,427	897	1,427	—	—	—	—	18	12
生活関連サービス業、娯楽業	1,261	1,782	1,257	1,782	—	—	—	—	187	182
教育、学習支援業	140	261	140	261	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	3,646	4,160	3,619	4,147	—	—	—	—	126	120
その他のサービス	1,894	2,850	1,879	2,845	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	84,423	94,331	13,483	14,107	11,771	21,291	—	—	—	—
個人	29,920	28,851	29,883	28,815	—	—	—	—	245	126
その他	9,410	11,712	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	214,997	241,346	96,229	106,147	12,571	22,391	—	—	1,832	1,650

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
具体的には、現金、買入金銭債権、固定資産、繰延税金資産等や投資信託、ETF(株価指数連動型上場投資信託)及びコミットメントの想定元本額が含まれております。  
4. 業種区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。



## ●残存期間別

(単位:百万円)

エクスポージャー区分	期間区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのないもの	合計
		貸出金	令和元年度	21,923	17,842	12,679	8,727	9,481	18,627
	令和2年度	20,840	19,044	16,085	12,194	13,243	18,934	5,701	106,044
債券	令和元年度	262	754	597	358	2,272	8,414	-	12,658
	令和2年度	122	3,161	1,326	472	5,853	11,447	-	22,385

(注) 貸出金のエクスポージャーについては、貸出金残高にて表示しております。債券のエクスポージャーについては、貸借対照表計上額にて表示しております。

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

種類	期別	令和元年度				令和2年度					
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金		66	75	33	33	75	75	109	40	35	109
個別貸倒引当金		437	275	168	268	275	275	288	29	245	288
合計		504	351	202	302	351	351	397	69	281	397

## (3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	期別	個別貸倒引当金							貸出金償却		
		期首残高	令和元年度 期中の増減額		期末残高	期首残高	令和2年度 期中の増減額		期末残高	令和元年度	令和2年度
			増加	減少			増加	減少		令和元年度	令和2年度
製造業		10	6	-	16	16	-	6	9	19	14
農・林業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業		35	-	16	19	19	-	0	18	22	42
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業		-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
卸売業・小売業		98	-	28	69	69	15	-	85	39	25
金融・保険業		2	0	-	2	2	2	-	4	-	2
不動産業		22	3	-	26	26	-	17	8	6	15
物品賃貸業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業		0	-	0	0	0	-	0	0	14	12
飲食業		9	-	1	8	8	-	0	8	9	2
生活関連サービス・娯楽業		83	-	1	82	82	-	1	81	16	6
教育・学習支援業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉		168	-	124	43	43	23	-	66	198	4
その他のサービス業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		6	0	-	6	6	-	1	4	6	1
合計		437	10	172	275	275	41	28	288	332	126

(注) 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※単位未満は切り捨て

## (4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	81,845	-	92,455
10%	-	10,239	-	25,732
20%	501	34,820	100	41,210
35%	-	19,650	-	17,707
50%	100	1,329	401	18,994
75%	-	33,078	-	13,527
100%	200	18,964	200	16,807
150%	-	601	-	291
250%	-	224	-	404
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	201,556	227,833		

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,682	2,506	27,682	42,220		
①地方公共団体金融機構向け	-	122	27	147		
②我が国の政府関係機関向け	-	109	71	175		
③金融機関向け	-	-	-	-		
④法人等向け	659	541	1,705	2,566		
⑤中小企業等・個人向け	1,782	1,557	25,459	38,943		
⑥抵当権付住宅ローン	138	107	276	231		
⑦不動産取得等事業向け	74	47	17	16		
⑧3ヶ月以上延滞等	-	-	35	65		
⑨上記以外	27	19	88	73		

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「⑤中小企業等・個人向け」令和元年度計数について、全国保証協会の保証に係る修正を行っております。

## 5. 出資等エクスポージャーに関する事項

## (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	39	39	46	46
非上場株式等	772	772	765	765
合 計	812	812	811	811

(注) 非上場株式等には、信金中央金庫の出資金等が含まれます。

## (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	6	13
売却損	12	0
償 却	-	-

(注) 損益計算書における株式等損益の額を記載しております。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、  
損益計算書で認識されない評価損益額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	1	1

(注) 外国証券の評価損益については、計上しておりません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で  
認識されない評価損益額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	-	-

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

## (1) オリジネーターの場合

該当ありません。

## (2) 投資家の場合

## ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額 (リース債権)	98	-	-	-

## ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～ 15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15%～ 50%未満	98	-	-	-	0	-	-	-
50%～ 100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%～ 250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
250%～ 400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%～1,250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 所要自己資本の額は、エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される  
エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用する エクスポージャー	9,419	9,562
マンドート方式を適用する エクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用する エクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用する エクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を 適用するエクスポージャー	-	-

## 8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		イ	ロ	イ	ロ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,028	2,084	26	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	174
3	スティープ化	3,447	2,322		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,028	2,332	26	174
8	自己資本の額	ホ		ハ	
		当期末		前期末	
		4,991		4,877	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 沿革 (当金庫のあゆみ)

大正 14年	10月	有限責任信用組合鹿沼相互金庫として業務開始(組合長 福田代造)	平成 9年	5月	仲町支店鹿沼市役所出張所開店
昭和 18年	7月	市街地信用組合法公布、同法により改組	12年	10月	緑町支店カスミ鹿沼店出張所開店
25年	4月	中小企業等協同組合法公布、同法により改組	12年	12月	下田町倉庫新築落成
26年	11月	信用金庫法公布、同法により鹿沼相互信用金庫と改組	13年	3月	福田武常勤理事相談役に就任
31年	11月	福田雄一理事長就任	10月	10月	しんきんビル2号館新築落成
34年	2月	粟野支店新設開店	11月	11月	仲町支店新築落成
38年	11月	金崎支店新設開店	14年	2月	宇都宮信用金庫の一部事業譲受け、同日、今市支店、戸祭支店開店
40年	11月	粟野支店店舗新築移転	3月	3月	大日光信用組合の事業譲受け
41年	10月	駅前支店新設開店	7月	7月	今市支店改装オープン
42年	6月	金崎支店店舗新築移転	8月	8月	戸祭支店新築移転
47年	7月	南支店新設開店	9月	9月	七久保理事長就任
	11月	電子計算機室新築落成	15年	10月	鳥居跡支店を南支店に統合
48年	2月	福田武理事長就任	10月	10月	鶴田支店を一の沢支店に統合
49年	10月	上田町支店新設開店	11月	11月	南支店を村井町から上殿町に新築移転
53年	6月	事務センター新築落成	17年	10月	創立80周年記念式典
55年	11月	一の沢支店新設開店	11月	11月	塩谷郡栗山村の地区拡張
57年	5月	緑町支店新設開店	19年	5月	榎木支店を南支店に統合
58年	11月	本部を鹿沼市上田町「しんきんビル」に移転	7月	7月	一の沢支店を宇都宮支店に名称変更し、新築オープン
59年	2月	本店営業部八百半東店出張所開店	10月	10月	石川支店を統合し緑町支店を新築オープン
	5月	金崎支店店舗新築移転	22年	3月	東支店新築オープン
	11月	本店営業部を鹿沼市上田町「しんきんビル」に移転、同日、上田町支店を仲町に移転のうえ仲町支店と名称変更	24年	10月	本店ビル新築オープン
	12月	鳥居跡支店新設開店	25年	10月	ヤオハン東店出張所を移転し、ヤオハンスーパー貝島店出張所開店
60年	11月	西支店新設開店	26年	4月	七久保一郎会長 橋本公之理事長 就任
61年	7月	粟野支店新築移転	27年	7月	北支店を本店営業部に統合
	9月	石川支店新設開店	8月	8月	本店営業部鹿沼北出張所開店
62年	9月	鶴田支店新設開店	10月	10月	創立90周年記念式典
63年	12月	榎木支店新設開店	12月	12月	駅前支店新築オープン
平成 元年	4月	本店営業部福田屋百貨店出張所開店	30年	8月	戸祭支店新築オープン
	10月	東支店新設開店	31年	3月	ヤオハンスーパー東町店出張所開店
2年	4月	福田武会長就任、福田俊夫理事長就任	令和 3年	1月	かめましんきん3号館新築落成
	11月	北支店新設開店			
3年	1月	金崎支店西方病院出張所開店			
6年	11月	一の沢支店県民室共同出張所開店			
7年	7月	緑町支店ヨークベニマル出張所開店			



ハザードマップの予想水深を超える高さを維持して建設し、水害、地震、火災等の災害に対応できる施設となっています。



# 店舗一覽

令和3年7月1日現在

## 鹿沼地区



本店営業部 鹿沼市上田町2331  
☎(0289)64-6285



粟野支店 鹿沼市口粟野806-1  
☎(0289)85-2131



駅前支店 鹿沼市上野町135-5  
☎(0289)62-5261



南支店 鹿沼市上殿町794-3  
☎(0289)64-1975



仲町支店 鹿沼市仲町1700-2  
☎(0289)62-7272



緑町支店 鹿沼市栄町2-22-2  
☎(0289)62-7215



西支店 鹿沼市日吉町865-5  
☎(0289)62-9771



東支店 鹿沼市東町3-4-15  
☎(0289)65-3180



お客さまサポートセンター  
鹿沼市上田町2331  
☎(0289)65-7428

## 宇都宮地区



宇都宮支店 宇都宮市鶴田町601-1  
☎(028)648-2211



戸祭支店 宇都宮市上戸祭2-1-22  
☎(028)625-1661

## 日光地区



今市支店 日光市今市457  
☎(0288)22-1150

## 栃木地区



金崎支店 栃木市西方町金崎334-1  
☎(0282)92-2320

## 店舗網



## 営業地区

- 鹿沼市
- 宇都宮市
- 日光市
- 栃木市
- 下野市
- 壬生町
- 上三川町
- 塩谷町

## 店外出張所

- 福田屋百貨店鹿沼店 鹿沼市東末広町1073
- ヨークベニマル鹿沼店 鹿沼市西茂呂2-23-7
- ヤオハンスーパー貝島店 鹿沼市貝島町790
- 鹿沼北 鹿沼市玉田町137-2
- 西方病院 栃木市西方町金崎301-1
- ヤオハンスーパー東町店 鹿沼市東町1-3-32



2021

DISCLOSURE

KANUMASHINKIN REPORT

❖ 2020.4.1-2021.3.31 ❖



あなたとこの街と…

鹿沼相互信用金庫



© KANUMASHINKIN/1987